

渡良瀬遊水地エリア 検討部会

検討部会規約の改正について

平成 28 年 1 月 25 日

検討部会規約の改正について

【改正前】

(組織)

第4条 検討部会の会員は、別表に掲げる会員によって組織する。但し、必要に応じて会員を追加することができる。

【改正後】

(組織)

第4条 検討部会の会員は、別表に掲げる会員によって組織する。但し、必要に応じて会員を追加することができる。

2 会員の任期は、協議会規約第4条第2項に準ずる。

【改正前】

(役員任期)

第7条 役員任期は協議会の役員任期と同じとし、再任を妨げない。

【改正後】

(役員任期)

第7条 役員任期は会員の任期と同じとし、再任を妨げない。

渡良瀬遊水地エリア検討部会 規約

(名称)

第1条 本会議は、渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という）の元、「渡良瀬遊水地エリア 検討部会」（以下「検討部会」という）と称する。

(目的)

第2条 検討部会は、渡良瀬遊水地エリアにおいて、多様な主体が協働・連携し、トキやコウノトリなどを指標とした河川（渡良瀬遊水地を含む）及び周辺地域で、多様な生物の生息可能な自然環境の保全・再生方策を推進し、賑わいのある地域振興・経済活性化方策に取り組むとともに、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成による魅力的な地域づくりの実現を円滑に進めることを目的とする。

(活動内容)

第3条 検討部会の活動内容は、前条の目的を達成するため、エコロジカル・ネットワーク形成による河川（渡良瀬遊水地を含む）及び周辺地域の水辺環境の保全・再生及び地域振興・経済活性化方策に関する情報共有・調査・検討などを行い、検討結果を協議会に報告する。

(組織)

第4条 検討部会の会員は、別表に掲げる会員によって組織する。但し、必要に応じて会員を追加することができる。

2 会員の任期は、協議会規約第4条第2項に準ずる。

(役員)

第5条 検討部会に次の役員を置く。役員は第4条に掲げる会員のうち有識者委員から互選によってこれを定める。

(1) 議長 1名

(役員の仕事)

第6条 議長は、会務を総理し、検討部会の議長となる。

(役員任期)

第7条 役員任期は~~会員協議会の役員~~の任期と同じとし、再任を妨げない。

(検討部会の開催)

第8条 検討部会は、議長が必要と認めるときに、会員の半数以上の出席を得て開催することとし、議長が招集する。

2 議長は、必要に応じ、検討部会に会員以外の関係者の出席を要請することができる。

(事務局)

第9条 検討部会の業務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省利根川上流河川事務所調査課に置く。

(会議の公開)

第10条 検討部会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれるとして、非公開とすることが適当であると認められる場合については、この限りでない。

2 検討部会の傍聴に関して必要な事項は、協議会規約第11条第2項に準ずる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、検討部会の運営に関して必要な事項は、議長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成27年11月16日から施行する。

この規約は、平成28年1月25日に一部改正する。